

高知県地域共生社会推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県地域共生社会推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「補助事業者」という。）が、地域活動の中心となる人材の育成等に取り組むとともに、地域福祉の中核的役割を担っている市町村社会福祉協議会の活動を支援するために行う、別表第1の1欄に掲げる地域福祉活動推進事業に対し、予算の範囲内で補助する。

(補助基準額及び補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助基準額及び補助対象経費は、別表第1に定めるとおりとし、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る収入額（寄附金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算定された金額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定により、申請を受けた事業を補助事業とすることが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をするとともに、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容若しくは補助対象経費の総額を変更（補助対象経費総額の20パーセント以内の減額変更を除く。）する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、事前に別記第2号様式の補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (7) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (11) 県税の滞納がないこと。
- (12) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して第3号から第6号及び前2号に掲げるもののほか、次の条件を付さなければならないこと。

補助事業の終了後において、消費税の申告により当該間接補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに補助事業者

報告するとともに、当該金額を補助事業者に返還しなければならないこと。

(概算払)

第7条 知事は、補助事業を遂行するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第8条 規則第11条第1項の補助事業実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の4月30日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合において、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合において、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第9条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地産地消推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月29日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができ

きる。

- 3 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3号から第6号まで、第8条第3項及び第11条の規定は、同日以後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、令和8年3月24日以降から行うことができる。

別表第1（第2条、第3条関係）

1 事業内容	2 補助基準額	3 補助対象経費
<p>高知型地域共生社会の実現に向けた市町村社会福祉協議会の総合相談・生活支援機能の強化、地域福祉活動計画に基づく小地域福祉活動及び身近な地域における住民による共助の取組(※)の活性化の実践支援等を目的として行う、次の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉のコーディネーター等の人材育成を目的とした研修会等の開催 ・市町村社会福祉協議会への助言、指導又は広域的なコーディネートの実施 <p>(※：身近な地域における住民による共助の取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村社会福祉協議会の地域福祉活動の活性化のための交流会等の開催及び社協活動の魅力発信 ・課題を抱える者の早期発見 ・気軽に安心して通える居場所の確保 ・課題を複合化・複雑化させないための予防的対処 ・地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくり 	<p>知事が必要があると認められた額</p>	<p>補助事業を行うために必要な次の経費</p> <p>給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）並びに助成金</p>

別表第2（第5条、第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。